

第1章

計画策定にあたって

1 策定の背景及び趣旨

近年、食を取り巻く環境は、核家族化、社会環境の変化、ライフスタイルや価値観の多様化等により大きく変化しています。また、農林水産物における残留物質問題や食品添加物への懸念、食品の偽装表示など、食品の安全性や信頼性に対する市民の不安も高い傾向にあります。

このようなことから、「食」は生命と健康の基礎であるとの共通認識のもと、市民一人一人が食に関する正しい知識と的確な判断力を身につけ、消費者をはじめとして、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者及び行政等の全ての関係者が「食」の重要性を認識・連携して、それぞれの立場で食の安全安心の確保及び食育¹の推進に積極的に取り組むため、平成20年3月に「熊本市食の安全安心・食育推進計画」を策定し、「食」に関して様々な施策を展開してきました。

この間の取り組みにより、食育の推進については、学校、保育所、幼稚園等における食育の進展、ボランティア数の増加、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)²を認知している市民の割合の増加等、食育は着実に推進されてきました。しかし、糖尿病等の生活習慣病有病者の増加、子どもの朝食の欠食、家族とのコミュニケーションなしに一人で食事をとるいわゆる「孤食」の問題等、食をめぐるさまざまな課題への対応も求められています。

また、食品の安全性確保のために検査や食品施設の監視指導、食品関連事業者による自主衛生管理の普及等について着実に実施してきましたが、放射性物質をはじめとする新たな危害物質や食品事業者による不正事件発生等から、食品に関して不安を感じる市民の割合は依然高く、食の安心が実感されない状況も続いています。

一方、国においては、平成23年度に第2次食育推進基本計画を策定し、「周知から実践へ」をコンセプトに「生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進」「生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進」「家庭における共食³を通じた子どもへの食育の推進」を重点課題に掲げて取り組むこととしています。

このような国の動向等も踏まえて、本市においては、現行の計画が本年度で最終年度となることから、これまでの食育推進の成果と食をめぐる諸課題や政令指定都市へのスタートを契機として取り組んでいる小学校区を単位とした「健康まちづくり」における「食」を

¹ **食育** 食育基本法では… 食育とは生きるうえでの基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることと位置づけています。

² **内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)** 内臓脂肪の蓄積によって、血圧、血糖が高くなったり血中の脂質異常を起こしたりして、心筋梗塞や脳卒中などが起こりやすくなる状態のことです。

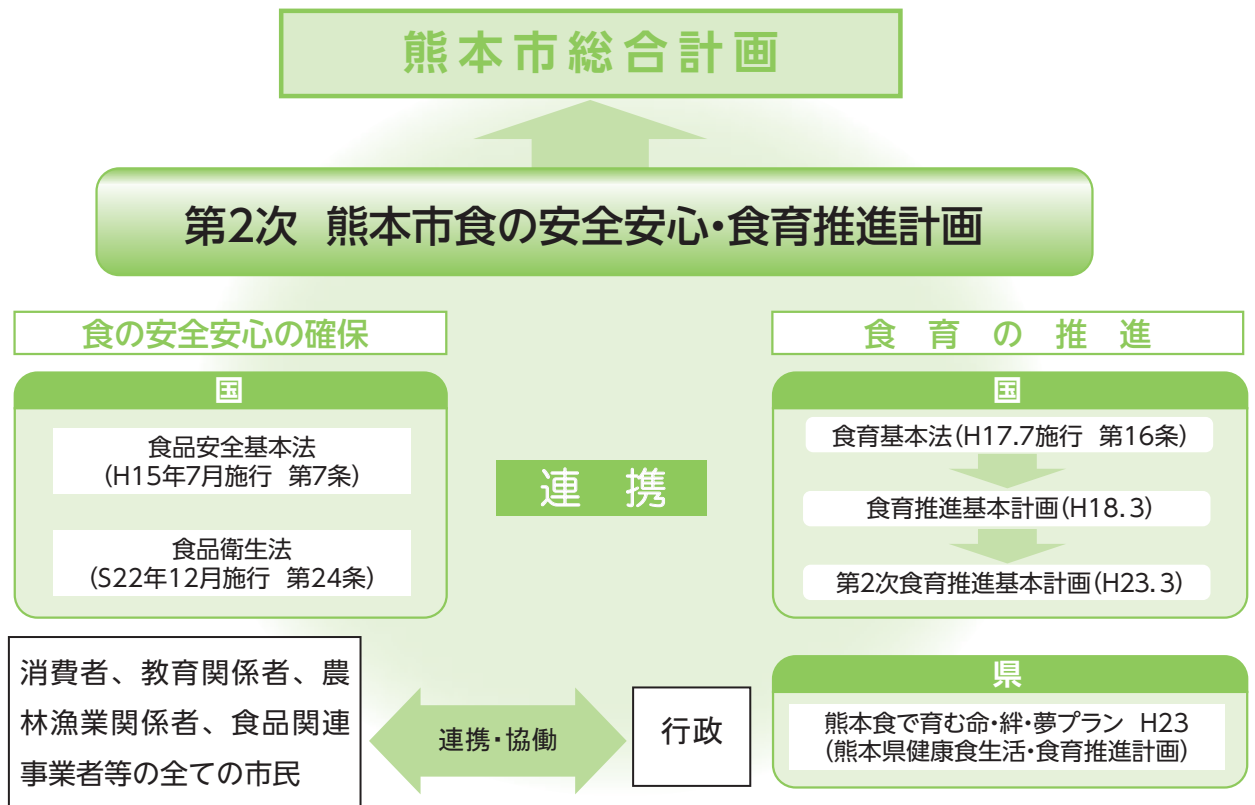
³ **共食** 家族と一緒に食事をする事。

通じた健康づくりの積極的な展開に向けて、「第2次 熊本市食の安全安心・食育推進計画」を策定し、食の安全安心、食育推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、食品安全基本法及び食育基本法の趣旨・目的・基本理念を踏まえ、「食の安全・安心の確保」と「食育の推進」に関する総合的な計画です。

- (1)本計画は、市民をはじめとして、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者及び行政等、全ての関係者がそれぞれの役割に応じて連携・協働しながら、食の安全・安心の確保および食育の推進に取り組むための基本指針とします。
- (2)本計画は、食品安全基本法第7条に基づき、地方公共団体において策定する施策の方向性を定めるとともに、食品衛生法第24条に基づき年度毎に策定している「熊本市食品衛生監視指導計画」⁴の基本的な方針と位置づけます。
- (3)本計画は、食育基本法第18条に基づき市町村食育推進計画として、国が示した第2次食育推進基本計画を踏まえ、県の食育推進計画を参考に作成しました。
- (4)本計画は、第6次熊本市総合計画(平成21年度～30年度)の個別計画とします。
- (5)本計画は、食に関する総合的な計画とし、健康増進法に基づき策定した「第2次健康くもと21基本計画」をはじめ、本市における関連計画との整合性を図ります。



⁴食品衛生監視指導計画 食品衛生法に基づき、食中毒の発生リスクが高い業種や食品に関して重点的に監視指導を行う事項などを年度ごとに定めるものです。この計画の中で、具体的な監視指導数や食品の除去検査数などの目標を定め、その結果を公表しています。

3 計画の期間

本計画は、「食」を取り巻くさまざまな課題に対処するため、可能な限りの具体的な数値目標・方策を定めるものであり、計画期間は、熊本市第6次総合計画等の終期に合わせて、平成25年度から平成30年度までの6年間とし、成果指標などの状況を考慮しながら、計画期間の中間年度で見直しを行います。

ただし、社会情勢の変化や成果指標の状況、市民に大きく影響を与える新たな重要課題等が生じ、計画の変更が必要になった場合には、適宜必要な見直しを行います。

4 本市における関連計画との関係

本計画は、本市の関連計画と調和を図りながら実施するものとします。

熊本市総合計画

第2次熊本市食の安全安心・食育推進計画

- 健康くまもと21基本計画
- 熊本地域保健医療計画
- 熊本市歯科保健基本計画
- 熊本市地域福祉計画
- 次世代育成支援後期行動計画「ひびけ！子ども未来プラン」
- 熊本市長寿社会まちづくり計画～わくわくシルバーライフプラン～
- 熊本市障がい者プラン
- 熊本市環境総合計画
- 熊本市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
- 熊本市地下水保全プラン
- 熊本市生涯学習指針
- 熊本市教育振興基本計画
- 熊本市消費生活条例
- 熊本市農水産業計画
- 消費者行政推進計画

5 計画の基本的な考え方

本計画は、生産者から消費者にいたる全ての関係者が「食」の重要性を認識し、食の安全・安心の確保および食育の推進に積極的に取り組むため、第2次計画においては、第1次食の安全安心・食育推進計画の基本的施策や方向性を継続するとともに、さらに必要と思われる事項を追加・強化するなどして、次の事項を基本として施策の展開を図ります。

(1)食の安全・安心の確保

本計画は、食品を摂取することによる健康被害を未然に防止し、食品に対する市民の信頼を回復し市民が安心して食生活を営むことを目的に、① 生産から消費に至るまでの食品衛生の確保、② 食品の安全性確保のための体制整備、③ 食の安全に関する情報の共有と相互理解の推進を行います。

(2)食育の推進

本計画は、食育を通して、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目的に、①全ての市民の食育への理解の促進、②健全な食生活が実現できる環境整備、③市民運動としての食育の推進、④「くまもとらしさ（くまもとの自然環境と食文化）」を活かした食育の推進、これら4つの視点を基本に取り組みます。

また、取り組みにあたっては、国の「食育ガイド⁵」等の活用も図りながら、「生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進」、「生活習慣病の予防および改善につながる食育の推進」「家庭における『共食』を通じた子どもへの食育の推進」の取り組みを充実します。

⁵食育ガイド 内閣府がH24年5月に作成した資料です。乳幼児から高齢者に至るまで、それぞれの世代に応じた具体的な食育の取組を紹介したガイドのことです。